

# 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第4号 (平成20年10月8日認定決定)

## 四国電力株式会社(高松市)



認定マーク「くるみん」

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に、都道府県労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、左の認定マークを求人広告、自社の商品、封筒や名刺などにつけることができます。

このマークをつけることにより「次世代育成支援対策に取り組み、社員を大事にする企業」であることを広くアピールすることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などを期待することができます。

### 計画期間中の主な取組

◇労働者数 4,525人(うち女性365人) ◇計画期間 平成17年4月1日から平成20年9月30日

#### [育児休業]

子が2歳になるまで、育児休業(当該企業では「育児休職」と呼称。)を取得することができます。また、男性社員も育児休業を利用しやすいよう、配偶者が専業主婦であっても、育児休業を取得できるようにしています。

#### [育児短時間勤務]

子が中学校に入学するまで、1日2時間を上限に何度でも利用することができます。

#### [子の看護休暇]

子が中学校に入学するまで利用することができ、有給です。

#### [子育て支援フレキシブル勤務]

子が中学校に入学するまで、保育所への送迎や学校行事への参加、子の看護等子育てのために、1日の所定労働時間を、10分単位で、最大1時間繰上げることができ、また、最大2時間繰り下げることができます。

#### [子どもが生まれる際の父親の休暇(配偶者出産休暇)]

配偶者が出産する際に5日間、休暇を取得でき、有給です。

#### [年次有給休暇の取得促進]

ゴールデンウィークや夏季における連続休暇の取得について、社員に周知し取得促進を行っています。

#### [育児休業取得状況]

計画期間中、女性の出産者45人全員が取得し、男性は2人が取得しました。

#### 企業からひとこと

弊社では、子育てを行う従業員が安心して働くことができるよう、仕事と家庭生活の両立を支援する制度の充実を図ってまいりましたが、今回認定を受けたことを契機に、今後は支援体制の充実・強化を図るなど、より「働きやすい企業」を目指して取り組んでいきたいと考えております。



男性の育児休職第1号の香川順三さんとご家族

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については、

香川労働局雇用均等室(TEL087-811-8924)